平成23年11月25日

平成23年第3回岬町議会臨時会

第1日会議録

## 平成23年第3回(11月)岬町議会臨時会第1日会議録

- ○平成23年11月25日(金)午前10時00分開議
- ○場 所 岬町役場議場
- ○出席議員 次のとおり14名であります。

学	野	奥	3番	雄	末	治	鍛	2番	子	啓	端	Ш	1番
日出夫	Ш	小	7番	博	邦	内	竹	6番	實		П	出	5番
晶	原	中	10番	正	乾	島	田	9番	晃	伸	原	竹	8番
勝 弘	田	和	13番	行	秀	国	豊	12番	久	晴	工	道	11番
				5里	名言	保	A	15釆	紬	正	下	汁	14悉

欠席議員なし欠員なし傍聴なし

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町		長	田	代		堯	総務企画部理事	谷	下	泰	久
副	町	長	中	口	守	可	しあわせ創造部理事	岡	本		茂
教	育	長	笠	間	光	弘	会計管理者兼理事	渕	原	義	仁
		画部長 部長		井	保	二	直 轄 副 理 事兼秘書人事担当課長	保	井	太	郎
企画		兼総務 事兼財 皇事		村	光	延	総務企画部副理事	中	田	道	徳
しあわ	せ創造語	部長	芦	田	貴志	雄					
都市勢	整備剖	3長	末	原	光	喜					

水道事業理事 南 康 明

教育次長 古谷 清

危機管理監 亀 崎 義 夫

○本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長 入 口 博 行

議会事務局副理事 大山 鐵男

○会 期

平成23年11月25日(1日間)

○会議録署名議員

11番 道 工 晴 久 12番 豊 国 秀 行

議事日程

日程1 会議録署名議員の指名

日程 2 会期の決定

日程3 議案第77号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する件

## (午前10時00分 開会)

○川端啓子議長 皆さん、おはようございます。

ただいまから、平成23年第3回岬町議会臨時会を開会いたします。

ただいまの時刻は、午前10時です。

全員出席であります。

定足数に達しておりますので、本臨時会は成立いたしました。

本臨時会には、町長以下の関係職員の出席を求めております。

これより本日の会議を開きます。

\_\_\_\_\_\_

○川端啓子議長 日程1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会の会議録署名議員を、会議規則第120条の規定により、議長において指名いたします。11番道工晴久さん、12番豊国秀行さん、以上の2名の方にお願いいたします。

\_\_\_\_\_\_

○川端啓子議長 日程2、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日11月25日の1日としたいと思います。 これにご異議ございませんか。

## (「異議なし」の声あり)

○川端啓子議長 異議なしと認めます。よって、今期臨時会の会期は、11月25日の1日に決定 いたしました。

それでは、本臨時会の開催に当たり、町長からあいさつを求められておりますので、これを許可いたします。町長、田代 堯さん。

○田代町長 皆さん、おはようございます。

平成23年第3回岬町議会臨時会の開催に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。 議員の皆様方におかれましては、ご出席を賜りまして、心から厚くお礼を申し上げます。

冒頭、長らく通行どめによりご迷惑をおかけしておりました長松海岸も、10月17日から通行できることとなりましたので、住民の皆様を初め議会の皆様に、この場をお借りいたしましてご報告させていただきます。

また、来年の秋には再度工事のため通行どめとなりますが、多大なご迷惑をおかけいたしますが、その際はいま一度ご協力のほど、よろしくお願いを申し上げます。

さて、ことしは夏に猛暑が続きましたが、いよいよ寒さを感じる季節を迎えました。世界の景

気につきましても、これからさらに冷え込んでいく可能性があります。特にヨーロッパの経済危機はギリシャからイタリアにも波及しており、これ以上拡大しないことを願っております。

また、国内においては、景気の上向きを期待いたしましたが、学生の就職率が低迷するなど、 社会、経済状況は依然厳しい情勢が続いていると推察できます。

特に東日本大震災が生じた3月以降は国内の消費が低迷し、さらに円高によって輸出の採算が 悪化しているという状況にあります。ことしの人事院勧告もこのような厳しい経済状況を反映し、 マイナス人勧となったところであります。

詳細につきましては担当より説明をいたしますが、本町は第2次集中改革プランを実施している中、人事院勧告を尊重する立場で職員組合と協議を重ね、一定の妥結に至ることができました。 私は町長の大任を担わせていただいて2年が経過しますが、副町長と教育長を設置させていただいた新しい体制のもと、職員と一致協力して「温かみのある町政」を進め、この岬町を再生するために行財政改革や企業誘致、地域の活性化策に、なお一層の全力で取り組んでまいる所存でございます。何とぞよろしくご理解とご協力をお願い申し上げます。

さて、今回の臨時会は、人事院勧告に伴いまして実施しようとする「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」の議案審議をお願いいたしております。何とぞよろしくご審議を賜りますようお願い申し上げ、開会に当たりましてのごあいさつといたします。よろしくお願いいたします。どうもありがとうございます。

○川端啓子議長 以上で、町長のあいさつが終わりました。

○川端啓子議長 日程3、議案第77号「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する 件」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。直轄理事、中村光延さん。

○中村直轄理事 それでは、日程3、議案第77号、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を 改正する件につきましてご説明を申し上げます。

提案理由といたしましては、国の人事院勧告に準じて、関係条例に所要の改正を行うものでご ざいます。

内容の説明に先立ちまして、今回の条例の改正のもととなります、本年9月30日に行われました人事院勧告につきまして概要のご説明を申し上げたいと思います。

人事院勧告は、労働基本権制約の代償措置として、毎年、公務員の給与水準と民間企業従業員 の給与水準の較差を調査して均衡させることを基本に行われている制度でございます。 民間の給与水準が上がる場合のみならず、厳しい経済情勢のもとで民間の給与水準が下がる場合も同様に、いわゆるマイナスの勧告となりまして、その時々の民間給与の情勢を公務員給与に 反映させる仕組みとなってございます。

人事委員会の設置につきましては地方自治法で規定されておりまして、大阪府などの規模の大きな自治体では人事委員会を設置し、地域の民間給与を独自に調査して勧告をいたしておりますけれども、岬町は人事委員会を設ける行政規模ではないことから独自の勧告はできませんので、これまで国が調査した人事院勧告を尊重してまいりました。

お手元の資料番号1「給与勧告の骨子」をご参照にしていただきたいんですけれども、本年、 人事院が民間における給与の実態を調査し、勧告した主な内容は大きく三つ、岬町の条例改正に 影響を及ぼすような内容は三つございます。

一つ目は、月例給の引き下げでございます。いわゆるマイナス人勧と言われますが、人事院の調査のところ、月例給は公務員が民間を上回っており、これを受けまして、月例給を平均で0.23%の引き下げを行うものです。なお、今回の勧告では賞与、いわゆるボーナスについては勧告は改定見送りされてございます。

二つ目は、本年12月期の期末手当の額での減額調整を行うということでございます。これは 公務員と民間との給与が4月時点で比較されておりまして、年間給与で均衡を図るためには、4 月から較差相当分を解消する必要がございます。

このため、本年12月期の期末手当において、4月に遡及いたしまして減額の対象者となる職員で均等に職員分を負担する場合ということで、国のほうから調整率0.37%で減額調整を行うというような勧告のものとなってございます。

三つ目は、平成18年度の給与の構造改革において実施してきました経過措置額、この改革に伴いまして月例給の差額が生じた職員に対して支給している額でございますけれども、これにつきまして、来年度、平成24年度は経過措置額の2分の1を減額し、平成25年4月からは廃止するという内容の勧告になってございます。

岬町といたしましては、先ほどの一つ目の分、0.23%のマイナス月例給と二つ目に申し上げました4月にさかのぼった調整額と、この2点につきまして職員組合と協議を行い、理解を得ましたので、本条例案の改正内容を行うこととしたところでございます。

三つ目の給与構造改革における経過措置額については、その実施は平成24年度からとなりますことから、職員組合と協議を継続して実施しておりまして、本条例案での対象とはいたしておりません。

それでは、改正条例案の内容でございますけれども、1ページをお開きください。

第1条につきましては、一つ目の勧告でございました月例給の引き下げによる給料表の改正で ございます。あわせまして、先ほどの資料番号1「給与勧告の骨子」の2ページ目裏面をごらん ください。上段に給与改定の内容と考え方が示されております。

月例給につきましては、民間給与とのマイナス較差を解消するために、給料表の引き下げ改定を行うものです。民間の給与水準を上回っている50歳代の職員を中心として、40歳代以上を念頭において引き下げるものでございまして、おおむね30歳代以下の、いわゆる若手の職員に該当するような給料表を引き下げるものではございません。

次に、条例案の7ページをごらんください。第2条でございます。

第2条は、月例給の引き下げによる経過措置率の変更でございます。内容としましては、平成 18年度に給与構造改革によりまして本町も当時に給料表を改正しております。その際、当時に 支給されていた給料月額を改定によって下回る職員につきましては、国、府からの通知、指導の もとに、差額の支給を行ってまいりました。

現在も支給されている職員は、おおむね50歳代の年齢の高い職員と40歳代の中堅職員でございます。この第2条は今回の月例給のマイナス勧告実施と連動して、差額支給を受けている年齢の高い職員については、当時に支給されていた給料月額に100分の99.59を乗じて得た額を100分の99.1に改正し、また同様に、差額を受けてきた中堅職員につきましては、100分の99.83から100分の99.34に改正するものでございます。

要するに、ベースの現在の月例給が下がりましたもので、上限の当時の月例給の部分につきましても引き下げないと差額の部分で差異がまた生じてまいるというところで、必要な改正となってございます。

次に、附則の第1項は、施行期日でございまして、平成23年12月1日を施行日にするものでございます。

続きまして、附則第2項につきましての内容は、二つ目の勧告でございました本年12月の期末手当の額で、その分を減額調整するというものでございまして、本年12月期の期末手当で、4月に遡及いたしまして調整率0.37%で減額調整を行うもので、第1号は、4月から11月までの給与に対して調整率0.37%で減額調整を行う内容を規定しております。

第2号につきましては、6月に支給しました期末勤勉手当に対して調整率0.37%で減額調整を行うという内容となってございます。以上が、本条例案の内容でございます。

なお、今回の人勧によりますこの給料改定に伴いまして、人件費の減額総額は約330万円と

見積もってございます。

以上、本件につきまして議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○川端啓子議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○川端啓子議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○川端啓子議長 討論なしと認めます。

これより、議案第77号「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する件」を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○川端啓子議長 満場一致であります。よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。 これで、本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって平成23年第3回岬町議会臨時会を閉会いたします。

ありがとうございました。

(午前10時15分 閉会)

以上の記録が本町議会第3回臨時会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署 名する。

平成23年11月25日

## 岬町議会

議

議	長	Ш	端	啓	子
議	員	道	工	晴	久

員 豊 国 秀 行